

## 第5節 ゾーニングマップ利用時の留意事項

ゾーニング事業を通じたゾーニングマップ作成に付随する成果として、今後事業者等が町内で再エネに係る事業計画を検討する際に参考となる情報を整理しました。

表 VIII.16 には、本ゾーニングマップの、厚岸町の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた基礎情報（作成時点）を重ね合わせたものであるといった特性を前提に、事業計画を検討する際に留意すべき事項を取りまとめています。表 VIII.17 には本ゾーニング事業を通じて本町にかかわりのある関係団体・有識者・町民のみなさんから聴取した、本町において特に配慮すべき自然環境等に係る情報や留意すべき事項を「厚岸町特有の環境配慮事項」として取りまとめています。

町内においては、ゾーニングにおける促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定にかかわらず、表 VIII.16 と表 VIII.17 に示す留意事項を遵守した事業計画を実施することとします。

表 VIII.16 ゾーニングマップ利用時の留意事項

ゾーニングマップ利用時の留意事項	
①	<p>今後の事業計画を検討する際には、「厚岸町特有の環境配慮事項」のほか、以下に示すようなガイドラインなどに基づき必要な手続き・措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）</li> <li>➤ 事業計画策定ガイドライン（風力発電）（資源エネルギー庁）</li> <li>➤ 事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（資源エネルギー庁）</li> <li>➤ 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）</li> <li>➤ 風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）（環境省）</li> <li>➤ 北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン（北海道）</li> </ul>
②	<p>事業計画の検討にあたっては、町の導入目標および他事業計画との兼ね合いを踏まえ、可能な限り早期に町役場、関係行政機関へ相談するとともに、地域住民への説明を行うこと。また、町境界周辺で事業計画を検討する際には、隣接する自治体、関係行政機関、地域住民に対して相談・説明を行うこと。</p>
③	<p>ゾーニングマップでは現時点（令和8年3月時点）で入手可能な環境情報を用いて作成しているため、必要に応じて最新の情報を収集して見直すこと。</p>
④	<p>今回のゾーニングは再エネにおける適地誘導を図るものであるが、地域脱炭素化促進事業として実施する再エネ事業を除き、その区域を法的に規制するものではない。</p>
⑤	<p>今回のゾーニングは公な規制条件をもとに行政が作成する再エネ導入の観点によるエリア設定であることから、実際の開発時には地権者の同意が必要となる。</p>
⑥	<p>既に人工的に利用されている土地が保全エリアの対象となっている場合は、土地利用方法等を考慮し、保全エリアの該当とするか否かについて、町で個別に判断する。</p>

表 VIII.17 厚岸町特有の環境配慮事項

再エネ種別	カテゴリー	各再エネにおける環境配慮事項
全体	適切な開発行爲	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関係法令、条例、関係省庁ガイドライン等の規定を遵守し、必要な手続き・措置への対応を行う</li> <li>➢ 事前に土地及び周辺環境の調査・影響評価を行い、厚岸町の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点より、適切な土地の選定、開発計画の策定を行うよう努める</li> <li>➢ 土砂災害警戒区域においては土砂災害が発生するリスクがあることを勘案したうえで、適切な施工計画や配置計画を作成する</li> </ul>
	地域環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 既存情報のみでは把握できない事項（騒音、風車の影、太陽光パネルの反射光、電波障害、水の濁り、家畜等への影響、夜間の光（航空障害灯）、低周波音など）への対応に努める</li> <li>➢ 全ての土地で環境保全の配慮が必要だが、特に希少動植物生息・生育ポテンシャルエリア内においては適切な対策を実施する</li> <li>➢ 厚岸町として自然環境と調和した再エネ事業を目指していることから、大規模な森林伐採（0.5ha以上）※1を伴う場合は事業を回避することが望ましい</li> <li>➢ 国道44号線等、主要な幹線道路などから見えにくい設備配置とし、周辺からの視認性や景観との調和に最大限配慮する（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）</li> <li>➢ 保全エリアとしている河川から30mの範囲で土地を取得することは可能であるが、動植物の生態環境保全のため、自然環境を残し、土地の改変を避ける</li> </ul>
	行政・地域との合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ エリアの種類にかかわらず、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」に基づき、住民説明会の開催等、厚岸町役場や地域住民と必要に応じて適切なコミュニケーションを図るとともに、周辺地域に配慮した適切な事業の実施に努める（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）</li> <li>➢ 事業計画については厚岸町役場へ事前に説明を行い、特に河川沿いの事業である場合は、河口海域の漁業に支障をきたさないよう、町内漁業関係者とも適切な調整を図る（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）</li> </ul>
太陽光（小規模）		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 農業用施設で導入する場合は、施設と一体的に設置される、自家消費型太陽光発電に限る</li> <li>➢ 営農型太陽光発電を導入する場合は、一時転用許可を要する</li> <li>➢ 厚岸町の気象条件や周辺の日影の影響、屋根・敷地の形状や勾配に留意して導入を検討する</li> <li>➢ 保全エリア内の住宅は、太陽光発電の設置に関する保全の対象とはならない</li> </ul>
太陽光（中・大規模）		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 用途地域の調整エリアは建物系太陽光に限定する</li> </ul>
陸上風力（小規模）		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 鳥類への影響度について調査し、バードストライク発生の可能性がある場合には防止策を定める</li> <li>➢ 風況や、まわりの障害物の有無、気象条件（落雷、着雪・着氷、砂塵など）などについて調査し、長期安定的な発電の継続に支障がないか確認する</li> </ul>
陸上風力（中・大規模）		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「海つら類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）【令和4(2022)年8月】（環境省）」に準じ、適切な事業の検討・実施に努める</li> <li>➢ 設備が自衛隊等の運用に影響を及ぼす可能性があることから、事業計画時は防衛省に事前相談する</li> </ul>
バイオマス	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 騒音・振動や臭気の規制基準に対する措置を適切に行う</li> <li>➢ 安定的に調達可能な燃料とその調達ルートについて検討を行い、燃料調達及び使用計画を策定する</li> <li>➢ 燃料の運搬・搬入にあたり、周辺環境への影響（騒音、粉じん等）に配慮した運搬ルートを計画する</li> <li>➢ ライフサイクル GHG※2の確認のため、想定する調達先からの各バイオマスの輸送距離を算定・申告し、既定値を下回ることを申告する（輸送距離は、木質は20km圏内、家畜は5km圏内）が望ましい</li> </ul>
	木質バイオマス（熱利用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業が木材の既存用途へ与える影響を最小限にするよう努める</li> <li>➢ 設備の導入にあたっては空きスペースの有効利用が望ましく、設備が周辺環境の景観に調和するよう努める</li> </ul>
	家畜バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 消化液などの副生成物を安定的・継続的に利用ないし処理する計画を策定するよう努める</li> <li>➢ 保全エリアとしている悪臭規制地域外の居住地の付近で家畜バイオマス事業を実施する場合、悪臭の影響に配慮する</li> </ul>

※1 森林法では地域森林計画対象民有林において0.5ha以上の太陽光発電の設置を目的とした林地開発を行う場合、都道府県知事の許可が必要となることから、0.5ha以上を「大規模な森林伐採」と定義する。

※2 バイオマス燃料の原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス（GHG：Greenhouse Gas）の総量